令和５年度

予　算　編　成　方　針

与論町

令和４年12月

Ⅰ．国・県の動向

国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定）においては、持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進し、計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現することを目指すとしている。また、総合緊急対策を講じることにより、国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、コロナ禍からの回復を確かなものとする。

県においては、一層の高齢化の進行などにより扶助費が増加傾向にあることや、今後、改修や更新を要する県有施設等の増加が見込まれることなどを踏まえると、財政状況については予断を許さない状況が続くものと予想される。

Ⅱ．本町の動向

令和２年度から実施しているし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業（総事業費9.2億円）が令和４年度終了予定だが、学校給食センター建設や小学校・こども園の建て替えなど今後も大型ハード事業が続くことが見込まれている。これに伴い、公債費率が増加しているため、新規事業の見直しを行うとともに、既存の公共施設の維持・更新を行う場合に「与論町公共施設等総合管理計画」に示した基本方針に則り、施設の統合・複合化を検討する必要がある。

令和４年には新型コロナウイルスの影響を受けた、観光業や飲食業も徐々に回復傾向にあり今後も感染防止対策を徹底し、経済の回復を目指していくことが求められる。

令和４年８月に公表された令和５年度の総務省概算要求では、令和４年度地方財政計画の水準を下回らないようにするものの、依然として厳しい財政状況であることには変わらない。例年実施してきた事業を形骸化することなく、徹底した事業の見直しを行い、限られた財源の中で新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策や持続可能な行財政運営に取り組み、町民が安心して暮らせる町づくりを推進していくため、職員各位の真摯な議論の下、予算要求を行っていただきたい。

Ⅳ．予算編成方針

**１．予算要求の基本的理念**

(１)　先述した国・県及び本町の動向を踏まえ、今後の行財政運営についてはより一層厳しい状況となることが予想されるため、令和５年度以降に実施を予定している事業は、その全てについて原則的に各事業の計画性・合理性・経済性及び実績等についてゼロベースで再度検討を行う。特に新規事業については、本町の第６次総合振興計画他、町の策定した事業計画に記載のあるものを検討の対象とし、中長期的な観点から実施の可否及び手法について慎重な検討を行った上で、予算計上を行うこととする。

(２)　令和５年度は、給食センター建設事業を始めとした老朽化した施設の更新等の大型事業が見込まれるため、公債費の抑制を意識しながら事業経費や事業計画の再点検をゼロベースから行うこと。物件費や補助費については経費全般のこれまで以上の節減、合理化、受益者負担の適正化、自主財源確保等、考え得るあらゆる方策を講じて適切な要求を行うこと。

**２．予算要求の考え方**

（１）義務的経費

各課（局）は下記の区分毎に年間所要額を見積要求すること。

1. 人件費
2. 国・県の制度に基づく扶助費
3. 公債費（公債費率の増嵩を抑制するため、起債の活用については、将来の財産となる施策について活用することとし、安易な特定財源として考えることの無いよう、事業内容の検討を徹底すること。

（２）普通建設事業費

1. 国・県補助事業

国・県の予算編成の動向に十分留意し、緊急性・必要性・重要性を精査して要求すること。充当率が高い事業でも安易に要求せず、本当に必要な事業であるか精査すること。

1. 町単独事業

町単独事業についても、緊急性・必要性・重要性を十分に精査して要求すること。（議会で請願採択された事業に対しても同様。）例年実施している事業についても、改めて内容の精査を行うこと。

（３）公共事業

各種事業は必ず優先順位や規模の見直しをおこない、第６次総合振興計画を原則基本としたものであるかを確認すること。

（４）新規事業の取扱い

新規事業立ち上げの際は、既存事業の見直しを図ること。

（５）事務事業

既存事務事業の全般については事業の重点化を図るとともに、緊急性・効率性等を十分に精査し、従前にも増して徹底した合理化と経費の削減等に努めること。

（６）その他

1. 重複・関連する既存事業（経常経費を含む）について十分整理したうえ必要なものについては既存事業の廃止、統合等を行うこと。また、行政の責任分野、経費負担のあり方及び負担割合、行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うこと。
2. 国・県の補助金等が廃止又は縮減されたものについては、原則として事業そのものを廃止又は縮減することとし、町単独事業として振り替えは行わないこと。
3. 国・県の補助事業が統合及びメニュー化された事業については目的・効果・緊急性・補助率等を十分に検討し要求すること。
4. 補助金及び負担金については、義務的な性質のものを除き、「補助した年数」「相手方の収支・運営状況」「補助効果」等を踏まえ、縮減を前提に相手方と十分に協議すること。また、監査から「補助団体で繰越しのあるものについては、繰越し分は次年度補助額からカットすること」との指摘があることから補助団体の決算書を精査したうえ要求すること。
5. 令和３年度の決算時において予算要求額に対しての不要額が発生している科目については十分に見直しを行うとともに、当初見積誤りによる流用や補正を行うことのないよう必ず検討してから要求すること。
6. 令和３年度の決算審査等で指摘のあった事項については特に留意し、令和４年度当初予算に反映させること。

**３．歳入に関する事項**

歳入については、財源確保の立場から過大・過少見積もりを避け、過去の実績及び年度見込額を十分考慮し適正な額を計上すること。

1. 町税

課税の均衡、負担の公平を期するとともに、積極的に収入の確保を図り、的確な状況判断を行いながら課税客体を確実に把握し計上すること。

1. 分担金及び負担金

適正な見積りを行うとともに、積極的に収入の確保を図ること。

1. 使用料及び手数料・諸収入等の税外収入

施設管理費の増高、受益者負担の公平性等を勘案し、条例の見直し等も含め、現状にあった改正等を考慮し計上すること。

1. 国庫・県支出金

国・県補助事業等については真に必要なものに限って受け入れることとし、国・県の補助金が零細で効果が乏しいもの、全額国・県支出であっても後年度以降に行財政上の負担増につながるものなどについては慎重に検討を行い計上すること。

1. 地方債

対象事業を厳選するとともに、事業の緊急性・効果等について十分に検討し、交付税措置のある有利な地方債の活用に努めるとともに詳細については事前に総務企画課と協議して計上すること。また、今年度より地方債の上限を設けるため、例年通りの起債額を前提とせず起債担当および総務企画課長と協議を行い事業の見直しを行うこと。

**４．歳出に関する事項**

歳出については、施設等の大型事業を行うにあたり、多額の財源が必要となることから、各事業費についての細かな見直し等を十分に行うこと。また、事業効果等をこれまで以上に考慮し適正な額を計上すること。

　　また、例年予算の執行残が多く発生し、監査からも「例年改善されていない」との指摘があることから、これまで以上に厳しく積算し、予算案へ計上すること。

1. 人件費

報酬は条例の規定額とし、４時間未満出勤の場合は半額で算出する。また、会議回数など、見直しのできるものは見直しを行うこと。

　職員給与等は年間所要見込額を計上し、個人ごとの明細を添付する。（人件費は流用の制限があるため特に注意すること。）

　職員の時間外手当については年額の５％を当初予算に計上すること。

（２）　旅費

費用弁償については会議回数等の見直しを行うこと。町内会合への支出は廃止されているため計上しないこと。

普通旅費は必要最小限の日程、人員にとどめること。毎年行われている行事や会議等への出席の必要性については十分に内容の審査・検討を行うこと。オンラインで対応可能なものについては，原則オンラインでの出席とすること。県外出張を計上する場合は総務企画課と協議し、必要性について十分に協議すること。

予算要求書の積算基礎には目的・出張地別に詳細に明記すること。

（原則として積算基礎に明記されていないものについては認めないものとする。）

（例）【４月】令和４年度地方債同意等基準説明会（鹿児島２泊３日）等

* 1. 需用費

細節単位で徹底した経費の削減を図ること。

印刷製本費は積算基礎を明記すること。

書籍の購入は十分検討し、必要最小限とすること。

（４）役務費

郵便物は余裕をもって普通便で発送すること。

広告料は抑制の方向で検討し、必要なものについては総務企画課と協議すること。

（５）備品購入費

新規備品購入は最小限とし、どうしても必要なものについては十分検討し理由等を明記すること。また、要求書作成時に、優先順位がわかるように明記しておくこと。計上科目の自庁資産形成に該当する備品については、重要物品および５０万円以上（設置に係る費用含）のものとする。

原則として予算書に明示した備品以外を購入しないこと。（執行残に関しては総務企画課と協議すること。）

（例）【1】パソコン１台（公会計システム用）等

1. 委託料

委託の必要性、採算性を再度見直し計上すること。

1. 使用料及び賃借料

単価等を十分検討し、必要最小限の見積りを行うこと。

（８）補助金等

①　厳しい財政状況のなか、各種団体等に対する補助金については、各交付団体の運営・活動実績等を評価し、ゼロベースから積み上げを行い、主管課にて事前査定を行った後に計上すること。

②　補助目的等が所期の目的を達成したと判断した場合は、削減及び廃止することもあるため、関係団体には事前にその旨を通知し、理解を得ておくこと。

③　各団体については、受益者負担（会費等）を徹底し、収入の確保を図るとともに事務事業の見直し、経費の削減など運営の合理化を行い、安易に町財政に依存することの無いようにすること。

④　複数の市町村等で構成する団体の負担金等についても、見直しを要請すること。

⑤　補助団体が自立した運営が出来るよう配慮しつつ、行政の責任領域・経費負担のあり方・行政効果等の面から見直しを行うこと。

⑥　町単独補助金については、原則前年度実績の90%以内で計上すること。

（町単独補助金を交付している各種団体とは事前に十分協議を行うこと。）

⑦ 　予算書に明示されていない新規町単独補助金を支払うための流用は禁止とする。（新規町単独補助金の支払いをおこなう場合は総務企画課と協議すること。）

⑧　町単独補助金等の補助金については、措置されている予算額を上限とし、予算額を超えた補助金申請を先に受理しないこと。（後付けの予算要求は認めない。）

⑨　一般財源を活用した補助金に対する流用は原則認められない。

⑩　町単独補助金については、上記項目に掲げる内容が徹底されているか、必要に応じて町長ヒアリングを行う。

（９）扶助費

　　　　現行制度の基準に基づいて計上し、国・県の制度改正に留意すること。

（10）工事請負費

補助事業については補助基準に基づいて計上し、町単独経費の継ぎ足し計上を行わないこと。単独事業については原則として抑制の方向で検討し、議会で請願採択されたものについても実施時期の延長・廃止・休止等の見直しを検討すること。

維持補修については補修箇所や経費・事業量を明確にして計上すること。

事業については原則単年度事業とし、安易に繰越事業をつくらないこと。町内建設業者の人手不足もあり、工期が遅れるハード事業が多くなっているため、適正な事業量を見込んで予算要求をすること。事業量によっては、町長ヒアリングを実施予定。

地方債を充当している事業についても事業量を再度精査し、繰越の無いよう努めること。また、地方債を財源としている工事について、需用費等の起債対象外経費から安易に流用し、工事請負費の増額をおこなわないこと。（流用をおこなう場合は総務企画課と協議すること）

（11）その他の経費

前年度の決算額が適正だったか、状況に変化がなかったかなど、必ず見直しを行い機械的に前年度と同額計上することの無いようにすること。

（12）投資的経費

投資的経費の含まれる科目（主にハード事業）については、各事業計画や財政側との協議に基づいたものかを再度確認すること。

（13）　債務負担行為

債務負担行為の新規設定は「令和５年度債務負担行為説明書」Excelファイル（Uドライブ→「□令和５年度債務負担行為（新規分）」フォルダ内）を入力すること。

令和４年度までに設定してある債務負担行為については「令和５年度継続債務負担」Excelファイル（Uドライブ→「□令和５年度債務負担行為（R4からの継続分）」フォルダ内）を入力して提出すること。

（14）　事業計画書

単年度１千万以上、又は総事業費１億以上の事業について令和５年度事業計画書Excelファイル（Uドライブ→「□事業計画書（令和５年度当初予算時）」フォルダ内）を作成すること。